

会員各位

7 都柔整第 37 号

令和 7 年 6 月 13 日

公益社団法人 東京都柔道整復師会 理事会

元副会長の起訴についてのご報告とご説明

平素より当会の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当会の元副会長である新井宏氏が、令和 7 年 5 月 14 日に逮捕され、6 月 4 日付で起訴されたことをご報告いたします。

現在、新井氏は「被告人」として刑事手続きの対象となっております。

このような事態を、会員の皆さまにお伝えしなければならないことは誠に遺憾であり、組織を預かる立場として、深くお詫び申し上げます。

1. なぜこの件を重く受け止めるべきか

本件は、すでに報道等を通じて一部の方の知るところとなっておりますが、当時、副会長として執行部の中核を担っていた人物が起訴されているという事実は、極めて深刻な意味を持ちます。

そのため当会には現在、

- 東京都をはじめとする行政関係各所
- 保険者・他医療団体・関係機関

などから、ガバナンス体制や管理監督責任についての説明を求められる状況となっております。

また、これまで築いてきた医療・行政・政治の関係機関との信頼関係が、今回の件により揺らぎ始めていることも現実の問題として浮上しています。

さらに、新井氏が現在も会員資格を有していることについては、外部団体から「処分もできない組織」「ガバナンス体制が機能していない団体」という厳しい評価を受けかねない状況を招いております。

これは「一個人の不祥事」というだけでは済まされない、公益法人全体の信頼性に関わる重大な局面であると私たちは認識しております。

2. 当会の対応と姿勢

当会理事会としましては、こうした状況を重く受け止め、

- 関係各所への正式な謝罪と経緯説明
- 組織のガバナンス体制の再点検
- 再発防止に向けた内部規律の強化

などを既に進めております。

また、今回の件に関し、あらためて「組織としてのけじめ」を明確にすることが、公益法人としての社会的責任であると強く認識しております。

3. 会員の皆さまへ

一部の会員の皆さまにおかれましては、「また臨時総会の混乱の延長か」と受け止められるかもしれません。

しかしながら、今回の件は、臨時総会における対立や議論とは次元の異なる問題であり、当会の公益性と信頼性そのものに直接関わる重大な事案です。

理事会としましては、引き続き組織としての責任を明確にし、会員の皆さまと共に信頼回復に向けて着実に取り組んでまいります。

どうか、この点をご理解いただき、今後の対応を冷静に見守っていただけますよう、心よりお願い申し上げます。

今後も経過や対応方針については、随時ご報告をいたします。